

社会医療法人誠光会淡海ふれあい病院 治験に係る標準業務手順書 変更点一覧 (2.1版→3版)

変更箇所	2.1版 (2021年10月1日)	3版 (2023年3月1日)	変更理由
第29条4項	治験に係る文書又は記録は、社会医療法人誠光会にて保存するものとする。	治験に係る文書又は記録は、社会医療法人誠光会にて保存するものとする。 <u>但し、治験が終了した後は依頼者と協議のうえで定めた保管場所で保管する。</u>	文書保存を外部倉庫等に委託する場合があるため